

第 2 期成年後見制度利用促進基本計画

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の基本方針

第1節 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を擁護し、その人の希望する生活や財産管理を支援するための制度です。

平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし実施しており、平成29年3月に1期目の成年後見制度利用促進基本計画を策定し、令和4年3月に2期目の新たな基本計画（以下「国の基本計画」という。）を閣議決定しました。促進法第14条第1項においては、市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとされています。

しかし、認知症や障がい者の増加に伴い、日常生活や財産管理等に支援が必要な人を社会全体で支えることが課題となる中、成年後見制度の利用及び認知は十分に浸透していないことが現状となっています。

本町においても、今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、「親亡き後」の障がい者等の増加が見込まれ、成年後見制度による支援が必要になっていくと考えられます。高齢や障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を続けていくことができるよう、成年後見制度に関する施策を推進し、総合的に支援していくことを目的として「第2期久山町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

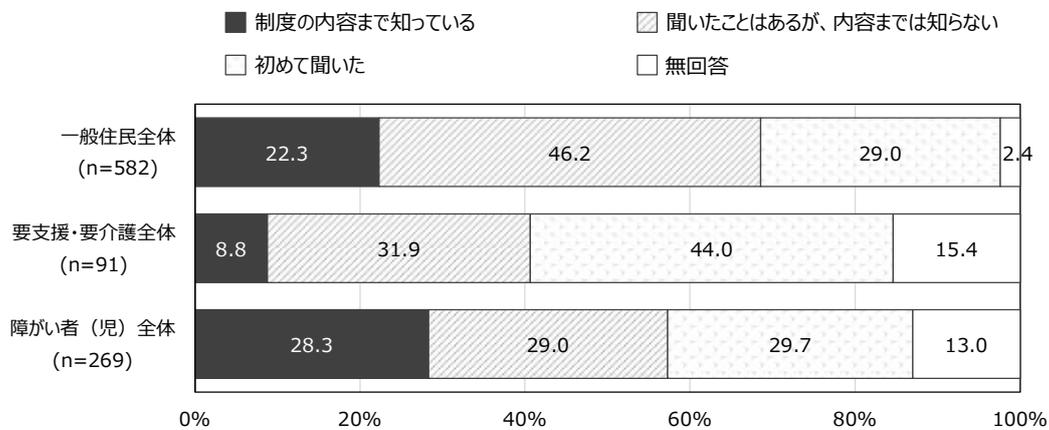
第2節 成年後見制度利用促進に向けた課題

令和2年度に実施した本町のアンケート調査による実態からも分かるように、成年後見制度について「制度の内容まで知っている」と回答した割合は、一般住民が22.3%、要支援・要介護認定者が8.8%、障がい者が28.3%と認知状況は低い状況です。また、本来制度の利用による支援が必要な人が利用につながっていないことも十分予測されるため、制度のさらなる周知が必要です。

障がい者へのアンケート調査において、生活上の心配事や困りごとを尋ねたところ、「親の老後や親がいなくなった後のこと」と回答した知的障がい者は51.2%、精神障がい者は42.3%と高くなっています。障がい者の主な介助者である親の高齢化等に備えて、本人の財産管理等も視野に入れた生活支援体制を整備していく必要があります。

こういった現状から、本町の成年後見制度利用に関する課題として、成年後見制度の普及と利用促進、権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築、利用促進を支援する人材の育成があげられます。このような課題の解決に努め、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を目指します。

【成年後見制度の認知状況】（令和2年度実施アンケート調査）



第2章 施策の展開

基本目標 1 権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築

● 地域連携ネットワークとは、

- ① 権利擁護支援の必要な人の把握、支援
- ② 早期の段階からの相談、対応体制の整備
- ③ 意思決定支援、身上保護[※]を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

という3つの役割を念頭に、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素として、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に加え、住民や地域とともに、家庭裁判所、専門職団体（介護支援専門員、相談支援専門員等）、関係機関（医療機関、金融機関等）、行政が相互に連携・協力し、成年後見制度の利用を促進します。

* 「**チーム**」とは、本人に身近な親族や福祉・医療・地域等の関係者、後見人等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことです。

* 「**協議会**」とは、成年後見制度の利用開始前後を問わず「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、関係機関や専門職団体が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことです。

* 「**中核機関**」とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関のことです。地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、地域における協議会を運営する「事務局機能」、地域において3つの検討・専門的判断（1.広報・啓発、2.相談受付・アセスメント・支援の検討、3.成年後見制度の利用促進、4.後見人等への支援）を担保する「進行管理機能」の3つの機能を果たします。

※ 「**身上保護**」とは、生活、療養看護に関する事務のこと。具体的には、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行うこと。（「**身上監護**」ともいう。）

主要施策1 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を把握し、必要な支援につなげる地域連携ネットワークの構築を目指します。

また、地域連携ネットワークを構築し適切に運営するとともに、成年後見制度の利用促進を推進するため、専門職による専門的助言等支援の確保や協議会の事務局等、地域における連携・対応強化の推進役として、町・広域連合内、または外部機関も含め中核機関の設置の検討を進めます。

施策の展開

- ① 地域連携ネットワークの構築
- ② 本人を後見人とともに支えるチーム体制の構築
- ③ チームを支える協議会の設置
- ④ 中核機関の設置の検討
- ⑤ 中核機関の機能体制の整備の検討

基本目標2 成年後見制度の利用促進

主要施策1 成年後見制度を利用しやすい環境整備の推進

認知症や障がいによって判断能力が不十分な人の権利と生活を守るため、成年後見制度の仕組みや重要性を周知し、地域において権利擁護に関する支援が必要な人の把握、必要な相談・支援につなげます。

また、財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任や不正防止に努めます。

さらに、日常生活自立支援事業を行う社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の利用が必要と認められる場合、円滑に移行できるよう支援します。

施策の展開

- ① 広報啓発の充実
- ② 相談機能の充実
- ③ 成年後見制度利用促進機能の充実
- ④ 後見人支援機能の充実
- ⑤ 不正発生の防止

主要施策2 成年後見人等の育成・支援

ひとり暮らし高齢者や親族と疎遠になっている人の増加、「親亡き後」の障がい者などが顕在化していくと見込まれる中、成年後見制度の円滑な利用のため、法人後見※事業を実施する社会福祉協議会と連携します。

施策の展開

① 法人後見人事業を実施している社会福祉協議会と連携

※「法人後見」とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人、補助人になり、親族等が個人で成年後見等に受任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことができます。

主要施策3 成年後見制度の利用促進に向けた支援

成年後見の申し立ての支援や利用にともなう費用面の負担等を行い、認知症高齢者や知的・精神障がい者の権利擁護を推進します。

また、後見による支援だけでなく、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知し、権利擁護支援の充実を図ります。

施策の展開

- ① 成年後見制度利用支援事業の推進
- ② 町長による申し立て手続きの普及啓発
- ③ 権利擁護支援に関する事業の周知啓発

※成年後見制度等の種類と概要

制度	法定後見制度			任意後見制度
種類	後見人	保佐人	補助人	任意後見人
対象者（本人）の状態	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人	判断能力がある人
申し立て人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など、市町村長			
支援内容	財産管理・身上保護			
代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
取り消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の全ての行為	法律で定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

第3章 施策の評価指標

成年後見制度の利用促進については、各施策の実現に向けて、その目指すべき目標を明確化し、施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、評価指標を設定します。

【施策の評価指標】

	評価指標	現 状 (令和5年度見込)	目 標 (令和8年度)
基本目標1 権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築			
主要施策1 地域連携ネットワーク の構築	① 中核機関の設置の検討	なし	設置
	② チームを支える協議会の 設置	なし	設置
	③ チームによる会議の開催	なし	1回/年
基本目標2 成年後見制度の利用促進			
主要施策1 成年後見制度を利用しや すい環境整備の推進	周知回数	1回/年	4回/年
主要施策3 成年後見制度の利用促進 に向けた支援	① 成年後見制度利用支援 事業の利用件数	0件/年	1件/年
	② 町長による申立件数	0件/年	1件/年